

企画競争実施の公示

令和6年2月27日

法務省保護局

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1 業務概要

(1) 委託業務名

次期更生保護トータルネットワークシステムに係る要件定義支援等業務

(2) 業務内容

更生保護行政のデジタル化のため、令和5年度に実施した調査研究等を踏まえ、次期更生保護トータルネットワークシステムの要件定義書作成の支援等を行うこと

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月26日（水）まで

2 参加資格要件

(1) 受注条件

受託者は、組織として、以下に掲げる要件の全てを満たしていることを要する。

ア 受託資格

(ア) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別な理由がある場合に該当する。

(イ) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(ロ) 令和4・5・6年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」で「A」又は「B」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。

イ 公的な資格や認証等の取得

(ア) 品質管理体制について、本調達に係る業務の範囲において、本業務を遂行する組織又は提供サービスが、ISO9001基準若しくはCMMIレベル3以上の認証を取得していること又はこれらと同水準と認められる品質管理体制を確立していること。

(イ) 情報セキュリティ管理体制について、本業務を遂行する組織又は提供サービスにおいて、ISO/IEC27001:2022若しくはJISQ27001基準を取得していること又はこれと同水準と認められるセキュリティ管理体

制を確立していること。ただし、認証を取得していない場合であっても、これらの認証の同一分野において、認証を取得していると同等の管理手法をとることができることについて、その根拠を詳細かつ明確に示し、客観的に同等視し得るものであるとして当局の理解を得た場合は、要件を満たすものと認める。

ウ 受託実績及び履行能力等

- (ア) デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインに準拠したコンサルティング業務を請け負った実績を有していること。
- (イ) 国内外の先進事例の調査や市場動向・技術動向に係る調査を請け負った実績を有し、特定製品又は特定の事業者による独自技術の採用を前提とせず、客観的・中立的な立場で作業を遂行することができること。
- (ウ) サービスデザイン思考の導入・展開に関するコンサルティング業務を請け負った実績を有していること。
- (エ) 過去に中央省庁におけるクラウドサービスの調査又は構築業務を行った実績を有すること。
- (オ) 本調達仕様書、当局から開示する各種ドキュメント内容等、本業務を遂行するために必要となる更生保護行政及び本システムの概要について、自己の負担において習得することができること。
- (カ) 上記第4の3(1)に掲げる「当省における情報セキュリティポリシー等」で求める遵守事項について正確に理解し、本業務を実施することができること。
- (キ) 本業務を円滑に立ち上げ、遅滞なく完了させるため、本業務の立ち上げ段階において、必要な要員を配置し、即座に作業に取りかかることが可能な体制を構築できること。
- (ク) 本業務と同等以上の規模の業務を行った経験を有していること。

エ 情報提供

資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所（本業務を海外で行うことは認められない。）、本業務を実施する作業要員の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格、研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を提供できること。

3 制限事項

透明性及び公正性並びに確実な契約履行等を確保するため、次に掲げる事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者に対し、制限事項を定めるものとする。

- (1) 本業務を直接担当するデジタル統括アドバイザーが現に属する又は過去2年間に

属していた事業者及びこの関連事業者

- (2) 本業務を直接担当していたデジタル統括アドバイザーがその職を辞職後に属している事業者（辞職後の期間が2年に満たない場合に限る。）
- (3) 本調達仕様書の作成に直接関与した事業者。ただし、競争上何ら有利とならないと認められるときはこの限りでない。

4 手続等

(1) 担当部局

法務省保護局総務課情報システム管理係（担当：平畑、藤田、森田、東、佐藤）
東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 中央合同庁舎第6号館
電話番号 03-3592-7889（直通）
メールアドレス hogo-system@i.moj.go.jp

(2) 企画競争説明書及び本調達仕様書の配布

上記(1)の担当部局において、令和6年2月27日（火）から令和6年3月29日（金）まで行う。

なお、電子データでの送付を希望する場合は、その旨を上記担当部局に電子メールにより送信の上、電話でメールの到着を確認すること。

(3) 企画競争説明会の開催

企画競争説明会を開催し、本業務に関する企画競争説明書及び本調達仕様書について、説明を行う。

ア 開催日時

令和6年3月5日（火）午後1時30分

イ 開催方法

Microsoft Teams を利用したオンライン形式で開催予定

ウ 申込方法

参加希望者は令和6年3月4日（月）午後3時までに、担当部局宛てに電子メールにて、参加者の氏名を明らかにした上で申込みを行うとともに、電話でメールの到着を確認すること。

(4) 企画競争提案書等の提出

ア 提出期限

令和6年3月29日（金）午後5時まで

イ 提出方法

持参又は郵送により、担当職員に提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法により、提出期限必着で送付すること。

(5) 企画提案会の開催

企画提案書の内容に対する理解を深めるため、企画提案会を開催し、提案内容に関するプレゼンテーション及び質疑応答を行う。

ア 日程

令和6年4月5日（金）を予定している。

詳細については、別途連絡する。

イ 説明者

提案の説明者は、原則として、業務を請け負った場合に遂行責任者の役割を担うことを予定している者が務めること。

ウ 配付資料の作成

企画提案書の要点をまとめたサマリー（15ページ以内）を準備し、令和6年4月4日（木）までに上記第3の4記載のメールアドレス宛てに提出すること。

(6) 企画提案に係る経費

企画提案書の作成、企画提案会への参加等、企画提案を行うために発生した経費は、その一切を提案者の負担とする。

5 企画提案書の無効

上記2の参加資格を満たさない者が提出した企画提案書又は企画競争説明書に従った内容でない企画提案書は無効とする。

6 その他

その他の詳細は、企画競争説明書及び本調達仕様書による。